

令和3年2月17日

各指定共同生活援助事業所 管理者 様

水戸市福祉部障害福祉課長

共同生活援助において利用者から受領が可能な費用の取扱いについて（お知らせ）

日頃より、本市福祉行政の推進にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、共同生活援助の利用者及び保護者等から度々お問合せをいただくことがございます。

つきましては、当該費用について、下記のとおり整理しましたので、改めてご確認くださいませようお願いいたします。

記

1 利用者から受領が可能な費用について

基準省令等により、事業所が利用者から支払いを受けることができる費用の詳細については、以下のとおり。

(1) 利用者負担額

市町村長が定める負担上限月額範囲内において支払いを受ける費用。

(2) 食材料費

食材や調味料等の購入代金を根拠として支払いを受ける費用。人件費等は含まれないことに注意。概算額を前払いで求める場合は、定期的に精算し、余剰金が生じた場合は利用者に返金すること。

(3) 家賃

利用者が使用する居室等に関する賃料。事業者が建物等を賃借している場合、利用者の負担する家賃の合計額（特別給付費を含む）が、事業者と建物所有者間の賃貸借契約金額を超えてはならない点に注意。

(4) 光熱水費

各供給会社からの請求額を根拠として支払いを受ける費用。事業者への請求額を按分するなど実費相当額の支払いを求めること。概算額を前払いで求める場合は、定期的に精算し、余剰金が生じた場合は利用者に返金すること。

(5) 日用品費

共同生活において必要となる共用の日用品（トイレトペーパー、洗剤、シャンプー等）の購入代金を根拠として支払いを受ける費用。概算額を前払いで求める場合は、定期的に精算し、余剰金が生じた場合は利用者に返金すること。

(6) その他の日常生活費

(1)～(5)に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用。

2 その他の日常生活費の取扱いについて

利用者の自由な選択に基づき、事業者が障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る費用。「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、訓練等給付費の対象となっているサービス※との間に重複関係がない費用に限られる。

つまり、当該費用の対象となるのは、原則以下で説明するような物品等に対する実費相当分の費用であり、指定共同生活援助のサービス内容と重複するようなサービスに係る人件費等については、訓練等給付費をもって充てるため、当該費用には該当しない。

なお、サービスの提供と関係のないもの（利用者の贅沢品や嗜好品の購入等）については、「その他の日常生活費」とは区別すること。

※ 指定共同生活援助のサービス内容については、【解釈通知】にて「利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援」とされている。

(1) 具体的な範囲

① 利用者の希望によって、身の回り品を事業者が提供する場合に係る費用。

（例）歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品（共用でないもの）等
一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品

② 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用。

（例）障害福祉サービスの一環として実施する行事等における材料費、入場料等
共用の談話室等にあるテレビ等の設備の使用料はここには含まれない

③ 利用者の希望によって、送迎を事業者が提供する場合に係る費用。

ただし、あくまで燃料費の実費相当額とすること。実費相当額を超えて支払いを求めた場合には、道路運送法に抵触する可能性がある。

(2) 受領にあたっての注意点

① あくまで利用者の希望によって提供する場合に係る費用であるため、すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収する性質のものは、「その他の日常生活費」として支払いを求めることはできない。

② 訓練等給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないため、費用の内訳を明示する必要がある。

（曖昧な名目の例）お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金等

③ 利用者に対して事前に十分な説明を行い、費用の使途、金額、支払いを求める理由について同意を得ること。

④ 対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で支払いを求めること。

⑤ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、事業所の運営規程に定めた上で、当該事業所の見やすい場所に掲示すること。都度、金額が変動するものについては、「実費」とすることが望ましい。

3 注意すべき費用について

(1) 敷金

敷金とは、一般的に退去時に必要となる原状回復費用等を入居時に前払いするものであり、原状回復費用等に充てた後の差額については返金されることが一般的である。

ただし、指定共同生活援助においては、退去時の原状回復費用等は、その都度利用者に対して実費相当額の支払いを求めることが望ましい。

入居時に敷金の支払いを求めることは、実費相当額が不明瞭な費用の支払いを求めることとなり、また、資金力のない利用者の入居を妨げるおそれがある。資金の多寡に関わらず、利用者が地域において共同して自立した生活を営むことができるよう、指定共同生活援助の趣旨をご理解の上、ご配慮願いたい。

(2) 礼金

基準省令及び解釈通知において明示はされていないが、「当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるもの」の趣旨に鑑み、礼金の支払いを求めることは認められない。

(3) 預り金の出納管理に係る費用

「金銭の管理に係る支援」は共同生活援助で提供されるサービス内容の一つであることから、金銭の管理に係る人件費は訓練等給付費をもって充てる。その上で利用者に必要な経費の支払いを求める相当な理由がある場合は、積算根拠を明確にし、運営規程に明記の上、利用者へ説明すること。曖昧な名目による費用の受領は認められない。

なお、当該費用を徴収する場合には、責任者等の選定や印鑑・通帳の保管方法、整備すべき書類等が定められているため、「【関係通知】障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」を参照すること。

4 その他

利用者から敷金や礼金等の受領すべきでない費用の支払いを受けている場合は、当該費用について速やかに利用者へ返金すること。また、運営規程や契約書等の記載について、必要に応じて変更等を行うこと。

5 参考（根拠規定等）

- ・【市 条 例】水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例 第 21 条・第 224 条
- ・【基準省令】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第 20 条・第 210 条の 4
- ・【解釈通知】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について 第 3 の 3 (10)・第 15 の 3 (3) 及び (7)
- ・【関係通知】障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて